

令和 6 年 5 月 2 4 日
国土交通省東京航空局

民間競争入札実施事業
東京国際空港他 1 空港消防等業務請負の実施状況について

1. 事業の概要

国土交通省東京航空局の東京国際空港他 1 空港消防等業務請負については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）に基づき、以下の内容により平成31年4月から民間競争入札により実施しており、現在実施している事業は 2 期目である。

1) 業務内容

本事業は、国際的な基準に基づく空港消防体制の確保のため、空港における航空機火災等事故発生時の円滑な消火救難活動など、人命救助を目的とした消防業務、救急医療業務を実施するものである。

2) 契約期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年間

3) 受託事業者

一般財団法人 航空保安協会

4) 実施状況評価期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 2 年間

5) 受託事業者決定の経緯

本事業にかかる落札者の決定は、一般競争入札（総合評価落札方式）により実施することとしており、令和 4 年 1 月 24 日の提出期限までに入札参加者 1 者から競争参加資格申請書及び技術提案書の提出を受け、外部有識者を含む評価者により審査した結果、入札参加資格及び評価基準を満たしていた。

令和 4 年 2 月 24 日に開札した結果、予定価格の制限の範囲内の入札は 1 者であり総合評価の結果、一般財団法人航空保安協会を受託事業者として決定した。

2. 確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価

東京国際空港他 1 空港消防等業務請負における民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）において定めた民間事業者が達成すべきサービスの質及び確保すべき水準の達成状況に対する当局の評価は、以下のとおり。

1) 空港消防等業務において達成すべき質

基本方針	要求事項	測定指標	結果
消防等業務を通じて、空港消防体制の確保に努め円滑な空港運用を可能とすること。	空港運用の継続	業務中の過失による人身事故及び物損事故を起こさないこと。	業務中の過失による人身事故及び物損事故の件数は0件であった。
	事案発生時の措置	緊急時における出動及び待機について、迅速かつ的確な諸活動を行うこと。	緊急時における迅速かつ的確な諸活動をできない件数は0件であった。

2) 空港消防等業務において確保すべき水準

基本的な方針	業務種別	確保すべき水準	実施状況
各業務に規定する要求水準を確保すること。 なお、業務基準は実施要項(6.)に開示する情報に定める内容とし、従来の実施方法については改善提案を行うことができる。	消防業務 緊急時の出動待機	指定された担当業務を実施し、迅速かつ的確な諸活動を行うこと。	毎日始業時に監督職員が実施要項に従った人員配置を業務日報により確認し、実施要項に従った体制が取られていることが確認できた。
	消防業務 リーダーの業務 (東京国際空港は除く)	指定された担当業務を実施し、迅速かつ的確な諸活動を行うこと。	消防車両出動時には毎回監督職員から当課に連絡があるが、監督職員との連絡調整がなされており、これまで特段の報告遅れは発生しておらず、実施要項に従った体制が取られていることが確認できた。
	消防業務 不法侵入事案等の対応	指定された担当業務を実施し、迅速かつ的確な諸活動を行うこと。	事案発生時には毎回監督職員から当課に連絡があるが、監督職員との連絡調整がなされており、これまで特段の報告遅れは発生しておらず、実施要項に従った体制が取られていることが確認できた。
	消防業務 防火衣の管理	指定された担当業務を実施し、迅速かつ的確な諸活動を行うこと。	破損等ないか常時安全性を確認し点検管理を行っていることを業務日報により確認し、実施要項に従った体制が取られていることが確認できた。
	消防業務 消防車等の点検	指定された担当業務を実施し、迅速かつ的確な諸活動を行うこと。	消防車両等が迅速に出動できる体制を常時確保するため、点検を毎日定期的に行っていることを消防用車両日常整備点検記録簿により確認した結果、実施要項に従った体制が取られていることが確認できた。

消防業務 消火救難機材の点検	指定された担当業務を実施し、迅速かつ的確な諸活動を行うこと。	消防車出動時に現場で資器材を迅速に展開できるよう、資器材に故障不具合がないか点検を資器材等月例点検表により確認し、実施要項に従った体制が取られていることが確認できた。
消防業務 化学消火薬剤の点検	指定された担当業務を実施し、迅速かつ的確な諸活動を行うこと。	消防車両等が迅速に出動できる体制を常時確保するため、点検を毎日定期的に行っていることを消防用車両日常整備点検記録簿により確認した結果、実施要項に従った体制が取られていることが確認できた。
消防業務 消防水利の点検	指定された担当業務を実施し、迅速かつ的確な諸活動を行うこと。	消防車による使用に際し、即応体制が図られるよう保全に努め、定期的に点検を行っていることを消防用車両日常整備点検記録簿により確認した結果、実施要項に従った体制が取られていることが確認できた。
救急医療業務 緊急時の出動待機	指定された担当業務を実施し、迅速かつ的確な諸活動を行うこと。	迅速かつ的確に緊急時の出動待機を行ったことを業務日報により確認し、実施要項に従った体制が取られていることが確認できた。
救急医療業務 リーダーの業務 (東京国際空港は除く)	指定された担当業務を実施し、迅速かつ的確な諸活動を行うこと。	緊急時には迅速な出動指令、関係機関への通報、並びに職員に対しての救急医療業務に必要な知識技能を習得させるための指導を行っていることを訓練日程実績表により確認し、実施要項に従った体制が取られていることが確認できた。
救急医療業務 搬送車の点検	指定された担当業務を実施し、迅速かつ的確な諸活動を行うこと。	搬送車が迅速に出動できる体制を常時確保するため、点検を毎日定期的に行ったことを業務日報により確認し、実施要項に従った体制が取られていることが確認できた。
救急医療業務 資器材等の点検	指定された担当業務を実施し、迅速かつ的確な諸活動を行うこと。	搬送車出動時に現場で資器材を迅速に展開できるよう、資器材に故障不具合がないか点検を資器材等月例点検表により確認し、実施要項に従った体制が取られていることが確認できた。

	救急医療業務 消火救難隊訓練	指定された担当業務を実施し、迅速かつ的確な諸活動を行うこと。	救急医療に関する基礎知識の習得担架搬送等、消火救難隊に対し訓練を行っていることを訓練日程実績表により確認し、実施要項に従った体制が取られていることが確認できた。
--	-------------------	--------------------------------	--

【所見】

業務中の過失による人身事故等無く、緊急時における迅速的な諸活動を、監督職員の指示に従い確実に実施しており、空港消防体制の確保に努め円滑な空港運用に寄与している。

3. 実施経費の状況及び評価（※金額は全て税抜）

1) 3カ年契約金額（消費税抜き）

ア 契約金額 ￥1,051,210,000円（当初契約額） 入札者数1者

イ 1年あたりの平均金額

・契約金額（R4～R6 年度分平均） ￥350,403,333

市場化テスト前との契約金額比較表（消費税抜き）

（円）

契約区分	市場化テスト前			市場化テスト1期目	市場化テスト2期目	比較(B-A)	
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	H31～R3年度	R4～6年度		
			1年当たりの平均金額	1年当たりの平均金額	1年当たりの平均金額		
			(A)		(B)	金額	比率
契約金額(当初)①	273,000,000	275,700,000	301,900,000	336,666,666	350,403,333	48,503,333	16.1%
差②(契約金額から増加した金額)の内訳							(対平成30年増)
増加業務	(東京 R2.4.1より) 消防車1台増に伴い、2ポスト増					37,470,265	12.4%
	増加業務を除いた増加分(対平成30年度)					11,033,068	3.7%

2) 市場化テスト前後の経費の比較

市場化テストにおける1年当たりの平均金額の経費と市場化テスト前（平成30年度）の経費を比較すると年4,850万円（16.1%）の増となった。

増となった主な原因として、上記表の増加業務に記載のとおり、令和2年4月より、大型化学消防車両1台を東京国際空港に増車したため、配置人員が2ポスト増員となったことから年3,747万円（12.4%）の増となっている。

残りの、増加業務を除いた増加分の額である年1,103万円（3.7%）については、人件費が、市場化テスト前の平成30年度単価より市場化テスト実施期間中の令和4年度単価の方が上昇しており、そのほとんどが人件費の上昇分である。

最低賃金は平成30年度と令和4年度とでは、東京8.8%、新潟10.8%（表1参照）上昇

しており、人件費が上昇している中で、契約額が 1,103 万円（3.7%）の上昇のみに抑えられたことは、実質的に経費が節減できていると評価できる。

表 1 地域別最低賃金改定状況

（単位：円／1 時間）

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
東京都	932	958	985	1,013	1,013	1,041	1,072
新潟県	753	778	803	830	831	859	890

出所：厚生労働省官 地域別最低賃金改定状況

4. 民間事業者からの改善提案による改善実施事項等

○入札実施要項で求められている職員別技能区分表に定める技能 B 及び技能 C 区分の職員をより多数配置する提案

事業者は国土交通省空港保安防災教育訓練センターで実施する教育訓練に職員を積極的に受講させて、東京国際空港及び新潟空港に、入札実施要項に規定する技能別人員の 2 倍以上の人員配置を行った。その結果、空港消防業務に関する専門知識と高度な技能を有する職員を増加させることで、より質の高い業務の提供が図られた。

○消防活動用機材及び防護用具の適切な導入の提案

火災事故現場において、火災状況の観察・確認を目視のみで実施した場合、炎は確認されないものの再着火の恐れが残る高温な状態となっている部位や、物体の影及びボード裏などに隠れた火災を見逃す恐れがある。事業者が熱画像直視装置を使用することで、高温部位や残火等の状況を確認することができ、より迅速・的確な消火活動を実施することが可能となった。

○事業者が独自に作成した教育訓練用教材を活用し、空港消防等業務の役割と重要性を深化させるとともに、同業務に関する知識及び技能をより向上させるための教育訓練体制の充実を行う提案

教育訓練用の教材を、事業者が撮影及び解説した写真及び映像等を用いて作成した「空港消火救難業務教本（学科編）及び（実技編）」及び「教育用 DVD」として、その教材を受講者 1 人 1 人に配布して教育訓練に活用することで、空港消防等業務に係る専門的な知識・技能の習得と質の向上が図られた。

5. 競争性改善のための取組み

市場化テスト 1 期目（平成31年度～令和 3 年度）における取組み

- 落札者決定から業務開始までの引継期間を 6 週間確保
- 入札参加グループによる参加を可能とした。
- 実施要項に業務を具体的に示し明確化を図った。
- 業務理解を深めるため、更なる実施情報を開示するとともに、業務説明会を企画し、

ホームページで参加者を募集

市場化テスト２期目（令和４年度～令和６年度）における取組み

- 第２７４回官民競争入札監理委員会審議委員からの指摘を踏まえたアンケート調査において、要員の訓練等の期間を長くともってほしいという要望に対し、実施要項の資格要件を見直し、業務実施体制に必要とする資格要件を受注時に有していない場合でも、履行開始までに全て取得できればよいとした。

実施要項

- 例年12月に実施している業務説明会を３ヵ月前倒した９月に実施。また、応札者以外の同種事業を行っている全ての事業者（42社）に対し、本事業の業務説明会への案内を実施。

上記のとおり競争性を確保するための取組みを実施してきたものの、今回も応札者については１者のみであり競争性確保に課題が残った。そのため上述した同種業者に対し、アンケート及びヒアリングを行ったところ、受注可能とした２社は、労働力確保が厳しい中、規模の大きい契約な為、契約前に大型免許資格や、実施要項で定める教育訓練を終了した修了証を有する者を確保してまで参入する利益の見込みが無いため参入できないとの回答があった。

6. 全体的な評価

達成すべき質の達成状況については、上記２のとおり達成しており、各業務において確保されるべき質のいずれも達成していると認められる。また、民間事業者の創意工夫による改善提案がされたことで、安定的体制が図られたことは評価することができる。

なお、事業実施期間中に、民間事業者が業務改善指示等を受けるなど、業務に係る法令違反行為等はなかった。

実施経費についても、人件費が市場化テスト前と比較すると東京 8.8%、新潟 10.8%と各々上昇がみられたにも係わらず、契約金額の上昇が市場化テスト前と比較すると 3.7%の上昇にとどまったことから、実質的には経費が削減されていると評価できる。

他方、競争性を確保するため、上記のとおり様々な取組みを実施してきたものの、応札者については１者であり競争性確保に課題が残った。

7. 今後の事業

1) 本事業への市場化テスト導入は今回が２期目であるが、事業全体を通した実施状況は以下のとおりである。

- ① 実施期間中に受託民間事業者が業務改善指示等を受ける、あるいは業務に係る法令違反行為等を行った事案はなかった。
- ② 総合評価委員会は、外部有識者で構成され、その枠組みの中で実施状況報告のチェックを受ける体制が整っている。
- ③ 入札参加者は１者であり、競争性は確保されなかった。

- ④ 対象公共サービスの確保されるべき質については、目標を達成していた。
- ⑤ 従来経費と今期の契約金額を比較すると経費が削減されている。
- ⑥ 入札後アンケート調査にて、職員育成の準備期間を希望する意見があった。

2) 上述のとおり、競争性に課題が残っており、本業務の民間事業者への委託開始以降、同一事業者が継続して事業を行ってきたことにより、現在の民間事業者が有する豊富な知識、業務経験により事業の質は適正に担保されている反面、競争性の確保（一者応札）という点においては課題が残っていると認識している。

そのため、請負事業者が必要な要員に対し育成する期間が必要なこと、加えて東京国際空港では、令和7年度から化学消防車を順次増加させ消火救難体制の強化を図るため更なる要員増が必要なことから、次期契約に係る入札を前倒し、令和6年度（7月を目途）に4ヶ年契約を締結することを官民競争入札監理委員会に報告し、「東京国際空港他1空港消防等業務の民間競争入札実施要項について（令和5年12月12日付官監委82号）」の審議結果により、本事業については市場化テスト第3期目として継続することとなった。

以 上